

東京高等裁判所第10民事部 御中  
大阪高等裁判所第6民事部 御中  
厚生労働大臣 殿  
アストラゼネカ株式会社 御中

## 薬害イレッサ訴訟の早期解決を求める要請書

2011年2月、薬害イレッサ訴訟大阪地裁判決では、アストラゼネカ社の法的な責任が断罪され、また、国の行政対応の不備が明らかにされました。そして、同年3月、薬害イレッサ訴訟東京地裁判決では、明確にアストラゼネカ社と国の責任が断罪されました。

抗がん剤イレッサは、分子標的治療薬であり副作用の少ない夢の新薬として大々的に宣伝される一方で、開発段階で判明していた重篤な副作用である急性肺障害・間質性肺炎の発症について、十分な警告などの安全確保措置は取られませんでした。その結果、2002年10月15日の緊急安全性情報発出までも162人、僅か半年足らずの間に180人ものがん患者がイレッサの副作用により命を落としました。副作用の強い抗がん剤といえども、これほどの被害を出した薬はありません。

イレッサは、2002年に承認、販売された新しい薬です。こうした新しい薬においてもなお、このような薬害被害が生じたことは重く受け止めなければならず、イレッサの問題をなおざりにして、今後の薬害防止はあり得ません。

そこで、以下の事項を要請します。

- 1 裁判所は、薬害イレッサ訴訟の早期・全面解決のために、適切な指導力を発揮してください。
- 2 国は、東京・大阪両地裁判決で示された法的責任及び行政対応不備の指摘を真摯に受け止め、ただちに薬害イレッサ事件の被害者を救済すると共に、今後の薬害の再発防止のため薬害イレッサ事件の検証を行って、必要な薬害防止のための諸施策を実施すること。
- 3 国は、薬害イレッサ事件の教訓を生かして、抗がん剤の副作用被害救済制度の創設、医薬品添付文書にかかる薬事法の改正、がん患者の権利をふまえたがん対策基本法の改正を行うこと。
- 4 アストラゼネカ社は、東京・大阪両地裁判決で指摘された法的責任を真摯に受け止め、ただちに薬害イレッサ事件の被害者を救済すると共に、今後の薬害の再発防止のため薬害イレッサ事件の検証を行って、必要な薬害防止のための諸施策を実施すること。

氏 名	住 所

### 【取扱団体】

### 【送付先】

〒160-0022  
東京都新宿区新宿2丁目1番3号  
サニーシティ新宿御苑10階  
薬害イレッサ東京支援連絡会  
TEL 03-3352-3663 FAX 03-3352-9476